



県章

# 三重県公報

平成5年3月19日 金曜日 第431号

## 目次

### 規則

- 三重県建設工事検査規則の一部を改正する規則 (管理課) 2
- 告示
- 特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正 (大気水質課) 3
- 特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正 (同) 3
- 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による知事が指定する区域の一部改正 (同) 3
- 家畜伝染病予防注射等の実施 (畜産課) 4
- 小型機底びき網漁業のうちえびびき網漁業の許可の申請期間 (漁政課) 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧 (砂防課) 6
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) 7
- 同件 (下水道課) 7
- 証紙売りさばき所の名称を変更する旨の届出 (出納局) 8
- 海調委告示
- 漁業権の免許内容等の事前決定についての公聴会の開催 (海区漁業調整委員会) 8
- 公告
- 鈴鹿市と亀山市との境界変更 (地方課) 9
- 争議行為を行う旨の通知 (労政課) 9
- 土地改良区の設立認可 (耕地課) 9
- 土地改良区役員の退任の届出 (同) 10
- 土地改良区の定款変更の認可 (同) 10
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (都市計画課) 10

課長

課長補佐

主幹

吉

主査

風

田

- 都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた旨 (都市計画課) 11
- 同件 (同) 11
- お知らせ
- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する件 (大規模小売店舗審議会) 11
- 正誤
- 平成4年10月23日付け三重県公報第391号 (開発指導課) 12

規 則

三重県建設工事検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成五年三月十九日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県規則第十一号

三重県建設工事検査規則の一部を改正する規則

三重県建設工事検査規則(昭和四十年三重県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「工事」の下に「農林水産部及び農林水産部長から三重県予算調整及び執行規則の規定に基づき予算の令達を受ける出先機関が所掌する」を加える。

第七条に次の二項を加える。

3 検査員(土木部長から三重県予算調整及び執行規則の規定に基づき予算の令達を受ける出先機関に駐在する検査員に限る。)は、第二十五条第一項の検査(請負者又は所管の所長から要請があつた場合を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、総括検査監の命を受けずに行つことができる。  
第十五条に次の二項を加える。

2 検査員は、測量、調査又は設計に係る検査を完了した場合には、前項の規定にかかわらず、復命書に設計業務等成績調査書(第八号様式の二)を添えて、速やかに復命しなければならない。  
第十六条に次の二項を加える。

3 検査員は、測量、調査又は設計に係る検査をする場合には、前二項の規定にかかわらず、別に定める検査要領に基づき検査しなければならない。

第二十五条第三項中「及び」を「若しくは」に改め、同条第二項中「に規定する請負者又は所管の所長から」を削り、「第八号様式の二」を「第八号様式の三」に改める。

第八号様式の二を第八号様式の三とし、第八号様式の次に次の二様式を加える。

第8号様式の2(第15条関係)

委託業務 番号	第	号	委託業務名	所 長	委託業務 施工場所		所在地	受託者	設 計 業 務 等 成 績 評 定 表									
					市	町			村	字	地内	5	4	3	2	検査員	監 査 員	評 定 点
考 査 要 素		検査員	監査員	検査員	監査員	検査員	監査員	検査員	監査員	係 数	評 定 点	係 数	評 定 点	合 計				
業務処理能力										× 2		× 2						
業務過程												× 2						
成 果 品										× 5		× 4						
業務維持状況										× 2		× 2						
計																		
評定した者の 印																		

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第136号

特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和49年三重県告示第241号の2)中「同条第2項」を「同条第3項」に改め、平成5年4月1日から施行する。

平成5年3月19日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県告示第137号

特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和52年三重県告示第727号)中「同条第2項」を「同条第3項」に改め、平成5年4月1日から施行する。

平成5年3月19日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県告示第138号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による知事が指定する区域(昭和52年三重県告示第728号)中「同条第2項」を「同条第3項」に改め、平成5年4月1日から施行する。

平成5年3月19日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県告示第139号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づく牛伝染性鼻気管炎予防注射、豚コレラ予防注射、豚丹毒予防注射、腐蛆病検査、ひな白痢検査、ニューカッスル病検査、牛ヨーネ病検査、牛のブルセラ病検査及び牛の結核病検査を次のとおり実施する。

平成5年3月19日

三重県知事 田川亮三

1 実施の目的

牛伝染性鼻気管炎、豚コレラ、豚丹毒、腐蛆病、ひな白痢、ニューカッスル病、牛ヨーネ病、牛のブルセラ病及び牛の結核病の発生予防のため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射、豚コレラ予防注射、豚丹毒予防注射、腐蛆病検査、ひな白痢検査及びニューカッスル病検査

ア 実施する区域

三重県全域（ただし、豚コレラ予防注射については中勢家畜保健衛生所及び紀州家畜保健衛生所管内、豚丹毒予防注射については紀州家畜保健衛生所管内に限る。）

イ 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(ア) 牛伝染性鼻気管炎予防注射

牛

(イ) 豚コレラ及び豚丹毒予防注射

豚

(ウ) 腐蛆病検査

みつばち

(エ) ひな白痢及びニューカッスル病検査

鶏（種卵の産卵をしている鶏及びその目的で飼養している鶏）

(2) 牛のブルセラ病検査及び牛の結核病検査

実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲
伊勢市・桑名市・鈴鹿市・名張市・亀山市・熊野市・久居市・青山町・員弁町・大安町・白山町・嬉野町・美杉村・三雲町・明和町・玉城町・小俣町・南島町・大宮町・大内山村・阿山町・紀宝町	牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛）

上記区域を除く三重県全域

牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認めた牛）

(3) 牛ヨーネ病検査

実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲
伊勢市・桑名市・鈴鹿市・名張市・亀山市・熊野市・久居市・青山町・員弁町・大安町・白山町・嬉野町・美杉村・三雲町・明和町・玉城町・小俣町・南島町・大安町・大内山村・阿山町・紀宝町	牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛のうち、平成3年度の検査日以降に県外から導入された牛及び家畜保健衛生所長が必要と認めた牛）
上記区域を除く三重県全域	牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認めた牛）

3 実施の期日

平成5年4月1日から同年9月30日までの間において、当該区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法又は注射の方法

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射については、牛伝染性鼻気管炎ウィルス予防液の筋肉内注射
- (2) 豚コレラ予防注射については、豚コレラ生ウィルス予防液の皮下又は筋肉内注射
- (3) 豚丹毒予防注射については、豚丹毒生菌予防注射の皮下注射
- (4) 腐蛆病検査については、肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査
- (5) ひな白痢検査については、急速凝集反応法
- (6) ニューカッスル病検査については、赤血球凝集抑制反応法
- (7) 牛のヨーネ病検査については、ヨーニン皮内反応及び酵素免疫測定法
- (8) 牛のブルセラ病検査については、急速凝集反応法
- (9) 牛の結核病検査については、ツベルクリン皮内注射法

三重県告示第140号

三重県漁業調整規則（昭和41年三重県規則第21号）第26条第1項の規定により定数が定められた小型機船底びき網漁業のうちえびびき網漁業の許可の申請

期間は、平成5年3月19日から同月25日までとする。

平成5年3月19日

三重県知事 田川亮三

三重県告示第141号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図面は、三重県土木部砂防課及び関係県民局土木事務所並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供する。

平成5年3月19日

三重県知事 田川亮三

第1

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
波敷野地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

阿山郡阿山町大字波敷野字里

3 区域の土地の表示

阿山郡阿山町大字波敷野字里528、533、531、530-2、537、536-1、536-3、539-1、540-1、567、568、569、570-1、566-1、571、579、580、581、582、581-1、582-1、583、584、585、586、588、589、597-1、598-2、599、600-2、607、608-2、609-2、609-1、606、605、606-1、642、639、640、638、636-1、645、676-1及び646の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

第2

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
甫母地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）

2 区域の所在地

熊野市甫母町字山神

3 区域の土地の表示

熊野市甫母町字山神376の一部の土地

第3

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
多門地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

安芸郡芸濃町大字多門字上山及び若一

3 区域の土地の表示

安芸郡芸濃町大字多門字上山957及び958の一部、字若一929、928-4、928-1、928-2、925、930、931、935-2、935-5、935-6及び935の一部の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

第4

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
西坂部地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市西坂部町字山添及び字御館

3 区域の土地の表示

四日市市西坂部町字山添2323-1、2323-2、2324-2の一部、2326-1の一部、2326-2、2327の一部、2328の一部、2329の一部、2330の一部、2331の一部及び2332の一部、字御館1929-1の一部、1930-1の一部、1932-1の一部、1988-1の一部、1988-2、1989-1、1989-2、1990、1991、1992及び1993の一部の土地並びにこれらに介在する国有地

三重県告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成5年3月19日

三重県知事 田川亮三

1 施行者の名称

桑名市

2 都市計画事業の種類及び名称

桑名都市計画道路事業

3・4・9号蛸塚益生線

3 事業施行期間

平成2年10月23日から平成6年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

三重県告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成5年3月19日

三重県知事 田川亮三

- 1 施行者の名称  
上野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
上野都市計画下水道事業  
佐那具都市下水路
- 3 事業施行の期間  
昭和63年10月4日から平成9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

三重県告示第144号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の売りさばき人の証紙の売りさばき所の名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成5年3月19日

三重県知事 田川亮三

証紙の売りさばき人の名称	売りさばき所の名称	
	旧	新
株式会社三井銀行	株式会社第三銀行本店営業部梅村学園出張所	株式会社第三銀行梅村学園前支店

海調委告示

三重海区漁業調整委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、漁業権の免許内容等の事前決定について、次のとおり公聴会を開催する。

平成5年3月19日

三重海区漁業調整委員会会長 宮本道雄

- 1 日時 平成5年3月26日（金）午前11時から
- 2 場所 三重海区漁業調整委員会室（県庁4階）
- 3 目的及び内容 次の海域における漁業権の免許内容の事前決定について、

利害関係を有する者から意見を聴取する。

漁業の種類	漁場計画を樹立する海域
共同漁業	三雲町、松阪市、明和町、伊勢市、鳥羽市小浜町、鳥羽市桃取町、鳥羽市相差町及び海山町大字島勝浦の地先海面
区画漁業 (藻類) (貝類)	伊勢市大湊町及び磯部町三ヶ所の地先海面

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成5年4月1日から鈴鹿市と亀山市との境界を次のとおり変更することになった。

平成5年3月19日

三重県知事 田川亮三

- 1 鈴鹿市に編入する区域  
亀山市菅内町字堤台20の3、21の4から21の7まで及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに鈴鹿市八野町字北川原892に隣接する亀山市の道路である国有地の全部
- 2 亀山市に編入する区域  
鈴鹿市八野町字北川原883の2、884の2、885、886の2、887の2、887の4、1058の2及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成5年3月12日、日本赤十字労働組山田支部執行委員長別当勝紀から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成5年3月19日

三重県知事 田川亮三

- 1 争議行為の場所  
度会郡御園村大字高向810  
山田赤十字病院において組合員の従事する職場
- 2 争議行為の日時  
平成5年3月23日午前零時以降要求解決まで
- 3 争議行為の種類  
あらゆる形の争議行為

土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項の規定により、伊勢北部土地改良区の設立（維持管理事業伊勢北部地区）を平成5年3月11日認可した。

平成5年3月19日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から、理事の退任の届出があった。

平成5年3月19日

三重県知事 田 川 亮 三

○磯部西部土地改良区（志摩郡磯部町迫間14番地）

退任理事

志摩郡磯部町築地177番地の1 逢 坂 博

○南張土地改良区（志摩郡浜島町大字南張1614番地の1）

退任理事

志摩郡浜島町大字浜島1779番地の8 石 原 賢

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、田口新田土地改良区（三重郡菰野町大字田光12番地）の定款変更を平成5年3月10日認可した。

平成5年3月19日

三重県知事 田 川 亮 三

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、四日市市午起土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成5年3月19日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地  
四日市市午起土地区画整理組合  
四日市市新浜町14-11
- 2 設立認可の年月日  
昭和62年8月25日
- 3 事業施行期間  
昭和62年8月25日から平成8年3月31日まで
- 4 施行地区  
四日市市午起三丁目、東新町及び大字四日市字午起の各一部

5 事業認可の年月日

昭和62年8月25日

6 変更の内容

昭和62年8月25日から平成5年3月31日までを昭和62年8月25日から平成8年3月31日までに変更する。

7 変更認可の年月日

平成5年3月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた。

平成5年3月19日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画道路事業

3・4・23号元町孝行井戸線及び3・4・30号風早小森線

2 施行者の名称

三重県

3 事務所の所在地

久居市明神町2501-1

津地方県民局久居土木事務所

4 事業地の所在

事業地を表示する図面において表示する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた。

平成5年3月19日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画道路事業

3・4・18号曙楠線

2 施行者の名称

三重県

3 事務所の所在地

四日市市新正4丁目21-5

北勢県民局四日市土木事務所

4 事業地の所在

事業地を表示する図面において表示する。

お知らせ

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(1)氏名又は名称及び住所 (2)事業者にあつては、その事業の種類 (3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革） (4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に三重県商工労働部商工振興課に到着するように提出してください。

平成5年3月19日

三重県大規模小売店舗審議会

会長 永合寛

- 1 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
牛虎一志店  
一志郡一志町大字田尻字川田612-3ほか1筆
- 2 開店日  
平成5年9月1日
- 3 届出者の名称及び住所並びに店舗面積及び主として販売する物品の種類

届出者の名称	届出者の住所	店舗面積	主として販売する物品の種類
株式会社牛虎	伊勢市西豊浜町855番地18	792㎡	食料品、雑貨
株式会社東洋薬局	津市上弁財町津興3174	165㎡	医薬品、雑貨、化粧品

正 誤

平成4年10月23日付け三重県公報第391号に記載した開発行為に関する工事の完了の公告中

ページ	行	誤	正
21	下から17	焼野	焼尾

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共）1箇月 2,260円

1箇年 27,120円

平成5年3月19日印刷発行

津市広明町13番地

三重県

印刷 三重県総務部学事文書課